

## 別記 4

### 個人情報取扱特記事項

#### （基本的事項）

第1条 乙は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

#### （個人情報の機密保持義務）

第2条 乙は、この協定による管理業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。基本協定終了後も、同様とする。

#### （秘密保持）

第3条 乙は、この協定による管理業務を行うため、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該管理業務以外の目的で使用してはならない。

2 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、この協定による管理業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該管理業務以外の目的で使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### （安全の確保）

第4条 乙は、この協定による管理業務に係る個人情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、個人情報の厳重な管理及び保管、搬送における安全の確保その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、電子計算組織（電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。）を利用してこの協定による管理業務に係る個人情報を処理するときは、乙以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

#### （再委託の禁止）

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、個人情報の取扱い業務を第三者に委託し、又は請け負わせようとしてはならない。

2 乙は、個人情報の取扱い業務を第三者に委託し、又は請け負わせようとする

ときは、当該委託先又は請負先に、この個人情報取扱特記事項で要求する事項を遵守させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この協定による管理業務履行のために個人情報を収集するときは、当該業務の履行に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による管理業務に係る個人情報を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による管理業務に係る個人情報の複製、複写、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

(調査及び監査等)

第9条 甲は、乙に対し、協定内容の遵守状況、個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制等について調査を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

3 甲は、乙に対し、個人情報の管理等について必要な監査を行うことができる。

4 前3項の規定は、個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせた場合におけるその第三者についても、適用する。

(事故発生時の報告義務)

第10条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、この協定の管理業務に係る乙の事

務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は乙に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

（個人情報返還又は処分）

第12条 乙は、この協定が終了し、又は解除されたときは、この協定による管理業務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

（協定解除及び損害賠償）

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（事業所への立入検査に応じる義務）

第14条 甲は、必要があると認めるときは、この協定の管理業務に係る乙の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は乙に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

（損害賠償義務）

第15条 乙が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。